

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和6年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付事務、保険料の徴収、滞納処分、還付及び充当に関する事務を行っている。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険に関する資格管理事務 2 国民健康保険に係る保険給付に関する事務 3 国民健康保険料の算出、賦課及び減免に関する事務 4 国民健康保険料の徴収に関する事務 5 国民健康保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 国民健康保険料の還付、充当に関する事務 7 国民健康保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 国民健康保険資格継続業務及び高額多数該当回数情報引継ぎ業務 9 オンライン資格確認等に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民記録システム、個人住民税システム、宛名・納付システム、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム、健康管理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格台帳ファイル、国民健康保険賦課台帳ファイル、国民健康保険給付ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>番号法第19条第8号別表第2における情報照会の根拠 42、43、44、45の項</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報照会の根拠 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務の根拠 番号法附則第6条第4項国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部総務課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 TEL072-892-0121(代)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>市民部医療保険課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 TEL072-892-0121(代)</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療保険課 畠山 浩二	医療保険課 堤下 栄基	事後	
平成29年5月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付事務、保険料の徴収、滞納処分、還付及び充当に関する事務を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 国民健康保険に関する資格管理事務 2 国民健康保険に係る保険給付に関する事務 3 国民健康保険料の算出、賦課及び減免に関する事務 4 国民健康保険料の徴収に関する事務 5 国民健康保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 国民健康保険料の還付、充当に関する事務 7 国民健康保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務	国民健康保険法及び地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付事務、保険料の徴収、滞納処分、還付及び充当に関する事務を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 国民健康保険に関する資格管理事務 2 国民健康保険に係る保険給付に関する事務 3 国民健康保険料の算出、賦課及び減免に関する事務 4 国民健康保険料の徴収に関する事務 5 国民健康保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 国民健康保険料の還付、充当に関する事務 7 国民健康保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 国民健康保険資格継続業務及び高額多致該当回数情報引継ぎ業務	事前	平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会の間にて、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要のため。
平成29年5月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会の間にて、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要のため。
令和1年6月10日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療保険課 堤下 栄基	医療保険課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	「IV リスク対策」の記載なし	「IV リスク対策」を記載	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年8月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付事務、保険料の徴収、滞納処分、還付及び充当に関する事務を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 国民健康保険に関する資格管理事務 2 国民健康保険に係る保険給付に関する事務 3 国民健康保険料の算出、賦課及び減免に関する事務 4 国民健康保険料の徴収に関する事務 5 国民健康保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 国民健康保険料の還付、充当に関する事務 7 国民健康保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 国民健康保険資格継続業務及び高額多致該当回数情報引継ぎ業務	国民健康保険法及び地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付事務、保険料の徴収、滞納処分、還付及び充当に関する事務を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルについては、以下の事務で取扱う。 1 国民健康保険に関する資格管理事務 2 国民健康保険に係る保険給付に関する事務 3 国民健康保険料の算出、賦課及び減免に関する事務 4 国民健康保険料の徴収に関する事務 5 国民健康保険料の滞納整理、処分に関する事務 6 国民健康保険料の還付、充当に関する事務 7 国民健康保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務 8 国民健康保険資格継続業務及び高額多致該当回数情報引継ぎ業務 9 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備(医療保険者等向け中間サーバへの連携)として必要のため。
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称事務の概要	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年8月24日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一の30の項	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年8月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法第19条第7号別表第2における情報照会の根拠 42、43、44、45の項	番号法第19条第7号別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法第19条第7号別表第2における情報照会の根拠 42、43、44、45の項 オンライン資格確認の準備業務の根拠 番号法附則第6条第4項国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2における情報照会の根拠	番号法第19条第8号別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条第8号別表第2における情報照会の根拠	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	9オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	9オンライン資格確認等に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和4年12月23日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	
令和4年12月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法第19条第8号別表第2における情報照会の根拠 42、43、44、45の項 オンライン 資格確認の準備業務の根拠 番号法附則第6条第4項国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45の項 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報照会の根拠 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ・オンライン資格確認に係る業務の根拠 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和6年3月25日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民記録システム、個人住民税システム、宛名・納付システム、高額療養費システム、収納管理システム、滞納支援システム、健康管理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条による評価の見直しにより変更